

御殿場市債権管理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化及び公正かつ公平な市民負担の確保を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権をいう。
- (3) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。
- (4) 強制徴収公債権 公債権のうち、法令に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- (5) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (6) 私債権 市の債権のうち、市税及び公債権以外の債権をいう。
- (7) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

（他の法令等との関係）

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令、条例又はこれらに基づく規則（法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する公営企業管理規程を含む。以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（市長の責務）

第4条 市長（地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）は、この条例の目的を達成するため、法令等の定めるところにより、市の債権の管理を適正に行わなければならない。

（債権管理簿の整備）

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した債権管理簿を整備しなければならない。ただし、当該市の債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りでない。

（徴収計画の策定）

第6条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、毎年度の徴収計画を策定するものとする。

(督促)

第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第8条 市長は、市税及び強制徴収公債権について、前条の規定による督促を受けた者が指定した期限までに履行しないときは、法令等の定めるところにより滞納処分その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、法令等に定める事由に該当するときは、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止を行うものとする。

(強制執行等)

第9条 市長は、非強制徴収債権について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第171条の2から第171条の4までの規定により、その強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

2 市長は、非強制徴収債権について、自治令第171条の5から第171条の7までの規定により、その徴収停止若しくは履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

(債務者に関する情報の共有)

第10条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令等の規定に従い、当該債務者の情報を同一の市の機関（御殿場市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年御殿場市条例第 号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の市の機関に提供し、又は他の市の機関から収集することができる。この場合において、市税及び強制徴収公債権に係る債務者に関する情報を、非強制徴収債権の管理に関する事務のために利用し、提供し、又は収集しようとするときは、事前に債務者の同意を得るものとする。

2 市長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(債権の放棄)

第11条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 当該債権について、第9条第1項の規定による強制執行等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 債務者が行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。
- (4) 当該債権のうち私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を確認できないとき。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権についてその責任を免れたとき。
- (6) 当該債権について、第9条第2項の規定による徴収停止の措置をとった場合で、当該措置から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。
- (7) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、施行日前に発生した市の債権についても適用する。

（御殿場市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

3 御殿場市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年御殿場市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）、介護保険料及び後期高齢者医療保険料」を「市税及び強制徴収公債権（御殿場市債権管理条例（令和 年御殿場市条例第 号）第2条第4号に規定するものをいう。）」に改める。

第9条中「、市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道事業受益者負担金、手数料又は使用料」を「、市の債権（御殿場市債権管理条例第2条第1号に規定するものをいう。）」に改める。

（御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例の一部改正）

- 4 御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例（平成25年御殿場市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条の2中「、御殿場市税外収入金の督促等に関する条例（昭和40年御殿場市条例第39号）」を「、御殿場市債権管理条例（令和 年御殿場市条例第 号）」に改める。